

報を整理しておいて、「個々の部分はどうしても所内で検討しても状況が見えてこない」というところがはっきりすれば、通告をしたときに、「そのところは、市でやりましょう」「それなら、主任児童委員さんが把握しているかもしれません」というやり取りにつながり、スムーズな連携を図ることができるようになります。

さて、この状況の確認ですが、まずは緊急性がないかをあらためて確認することが必要でしょう。表 3-5-1 は、一般的に子どもの安全性（あるいは保護の必要性）を確認するための項目となっているものの一覧です。これを保育所や幼稚園で完全に調べ上げる必要はありませんが（とくに、保護者の状況や医学的判断等の専門性が求められる事柄などは、よくわからない場合もあるでしょう。基本はこれら項目を参考にしながら、子どもや保護者の状態に違和感を持つということです）、これらに該当する項目があったら、すぐにでも通告することが必要でしょう。

すぐに子どもに重大な結果が及ぼされるということであれば、子どもと保護者に関するさまざまな情報をつきあわせながら、子どもに起きていることをストーリーとして組み立てていくのです。たとえば、「子どもに不自然な傷がある。よく見てみると、他にも古傷の痕のような感じのものがある」「母親に聞いてみたら、家で転んでぶつけたというが、それにしても不自然な場所だ」「母親のお迎えのときは普段と代わりがないが、父親のお迎えのときは、保育者から離れようとしな」「父親は、しつけにうるさく、ちょっとしたことで子どものことを強く叱責しているのをよく見かける」「母親も父親に対しては、何も言えないようだ」「父親は感情の起伏がとても激しく、機嫌が悪いときは話しかけても応えない」などの情報を組み立ててみると、「父親がしつけと称して、感情任せに激しく子どもを叩いていて傷ができていいる可能性があるが、子どもと母親は、怖くてそのことを話せない状況ではないか」ということが、仮説として立てられるようになってきます。

とくに、保育所や幼稚園は、子どもと関係の深い機関ですから、子どもの様子から子どもの気持ちの動きをしっかりとキャッチする機会には恵まれていることでしょう。関係機関の人たちは、保育所や幼稚園のこうした特性に期待しているものです。

- 子ども自身が家に帰りたがらないとき、あるいは保護者自身が保護を求めているとき
- 繰り返し虐待の事実があるにもかかわらず、保護者が虐待を認めず、関係者の指導を拒むとき
- 重大な外傷や著しい栄養障害など、生命にかかわる虐待を受けている可能性があるとき
- 虐待の部位（頭部、顔面の怪我、首を絞める、腹部を蹴る、入浴中おぼれさせるなど）から、生命の危険が及ぶ恐れがあるとき
- 保護者の養育能力が著しく乏しい場合や精神疾患などで精神状態が非常に不安定で、一緒にいる子どもの安全が懸念されるとき
- 養父母・継父母・内縁関係の大人・同居人などが虐待を繰り返しているとき
- 性的虐待の疑いがあるとき
- 不登校や家族全体が閉鎖的で、児童の安全が確認できず、保護者が関係機関の呼びかけに応じないとき、あるいは保護者が偏った信念を持ち、「医療拒否」「登校禁止」「囲い込み」などが見られるとき
- 望まない出産あるいは育てにくい子などの事情で、保護者が子どもへの拒否的感情が強いとき
- 子どもが保護者に対して、恐れ、おびえ、不安、拒否感が相当強く見られるとき

表 3-5-1 緊急性・重篤性が高い虐待事例

出典：愛知県「[市町村向け] あいち子どもの虐待対応マニュアル」、2005、p. 21

#### ④通告をする

次に通告をします。虐待が起きているとはいえないということが明らかであればよいのですが、虐待は隠されていることが多いので、市町村の児童福祉担当課や児童相談所に連絡し、「こういう情報に基づいて、こういう判断をしている」ということを伝えるようにした方がよいでしょう。「自信がない」というときはもちろん、「重篤ではない」というときにも、果たしてその判断が妥当なものなのか、地域で情報を集約しているところで検討してみないとわからない場合があります。通告をしたら、「同じような心配が近隣からも寄せられている」「子どもが幼児のときに市として対応を検討したことがある」といった思わぬ情報が入る場合があります。だからこそ、疑わしい場合には、必ず通告することが求められているのです。

一方の、通告を受ける側も、虐待に関する情報については、すべて虐待通告として受理し、記録に留めた上で対応を協議するようになっていきます。それだけ、虐待に関する情報は、どんなに小さなものであっても、丁寧に扱うことが徹底されるようになっています。通告については、第 3 部「4、通告について」で詳述してありますので、詳細はそこで確認をして欲しいと思います。

## (2) 保育所・幼稚園内の進行管理

虐待事例が動き始めると、進行管理を行う必要性が出てきます。というのも、園外でさまざまな人たちがかかわるようになりますので、理解の齟齬や情報の行き違いなどが生まれやすくなり、その結果、対応がバラバラになってしまうこともあるからです。

また、虐待事例は、長引くこともあり、たとえば、長期間欠席をしたままの状態で何となく連絡をとらずに放置してしまって、気がついたときには取り返しのつかないような事態に陥っていることも起こりうるものです。長期欠席状態であるかどうかにかかわらず、何か変わったことはないか、何も変わらないことで問題になってくることはないかなど、定期的な棚おろしをしておくことこそ欠かせないのが、虐待対応なのです。

図 3-5-5、図 3-5-6 は、今回の事例調査で、虐待事例の保育所・幼稚園内での進行管理を誰が行ったかを訊ねた結果です。保育所においては、相談先となっている所長が 78.4%、幼稚園では園長が 52.6% を占めています。しかし、担任の保育者が進行管理を行っている場合も、保育所で 6.3%、幼稚園で 10.5% 見られました。子どもを直接支援している立場にいと、子どもへの対応と日々の業務に追われて、全体を見渡す必要のある進行管理がおろそかになってしまうことがありますから、担当の保育者に任せ切りにしてしまうのは、基本的には避けたほうがよい場合が少なくないものと思われます。また、チーム体制を作っていくためには、マネジメント（管理運営）能力が求められますので、保育所や幼稚園の職員全体に声かけをしやすい立場にいる職種が担うべき性質のものといつてよいでしょう。

ただ、今回の事例調査で、対応策を検討・決定した内容について、17 項目からあてはまるものすべてに○をつけてもらった結果を見てみると（図 3-5-7、図 3-5-8；ただし、回答割合が 20% を超えた項目のみ）、担任の役割ばかりが決定されており、組織的な対応にはなっていない可能性が考えられます。担当保育士が中心的な役割を果たすにしても、その担当保育者をどう支えるかが所内においては大きな課題となるでしょうし、ほかの職員が何をすればいいのか（たとえば、声かけを頻繁にするようにした方がいいのか、気をつけておいた方がいいことはないか）を明示することが大切になるでしょう。そうしたことを確認するためにも、進行管理をチームで行っていくことが必要です。

こうしてチームを作っておいて、何か気になることがあったときのほか、その子どもと家族の様子について定期的に確認しておいた方がよいでしょう。あまり動きのないケースでも半年に 1 回はちゃんと見直しをしておきたいものです。

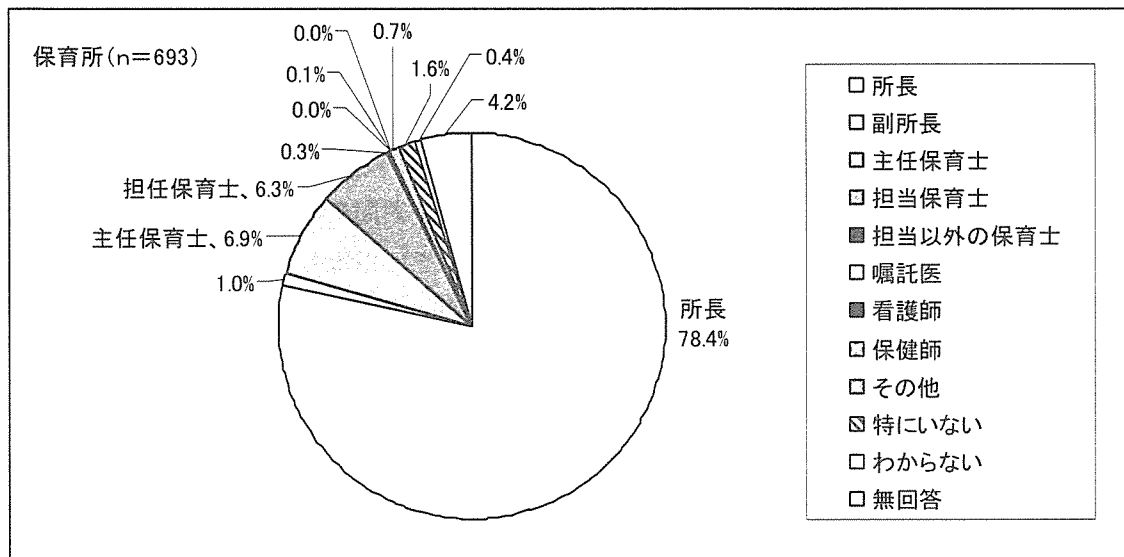


図 3-5-5 保育所内での対応策の検討・決定方法（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

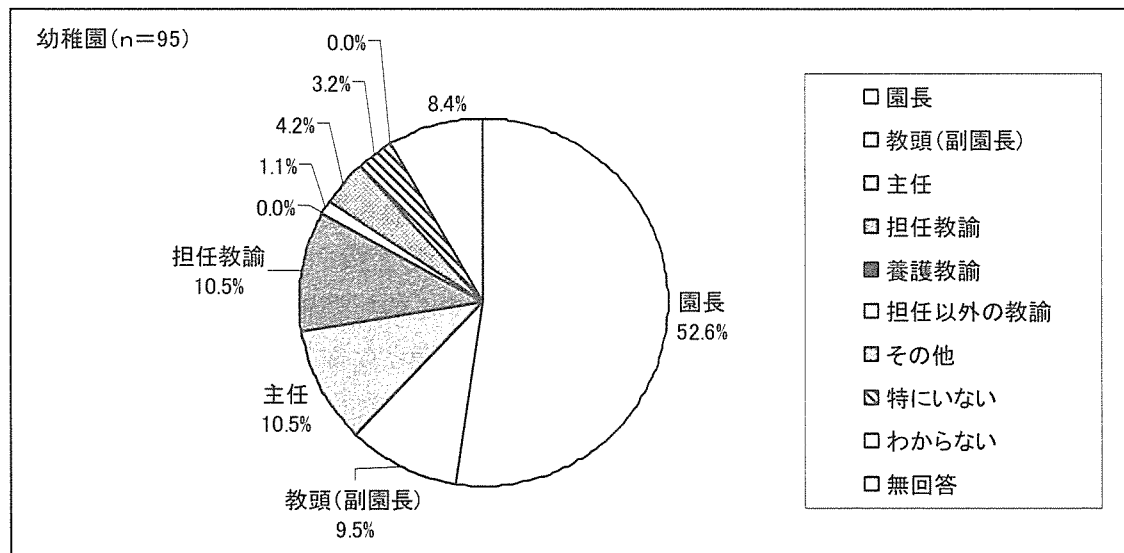


図 3-5-6 幼稚園内での対応策の検討・決定方法（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

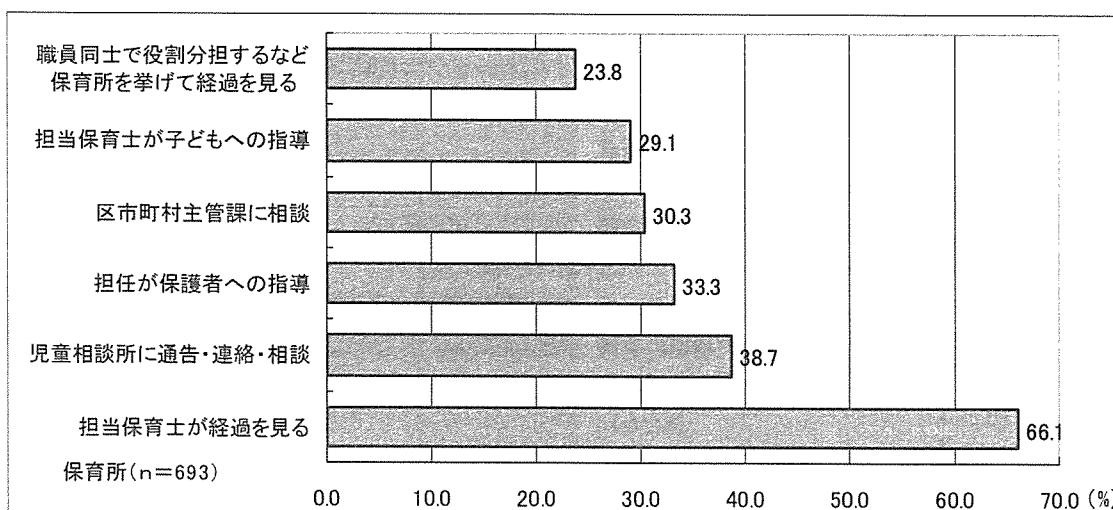


図 3-5-7 検討・決定された対応の内容 (保育所)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

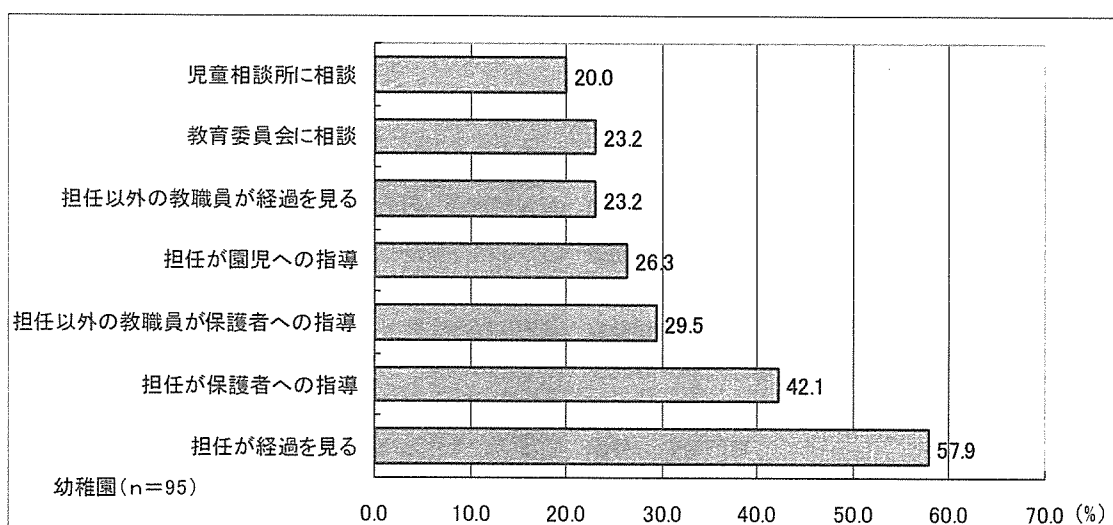


図 3-5-8 検討・決定された対応の内容 (幼稚園)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

ただし、現在の職員体制では限界があるのも事実です。図 3-5-9、図 3-5-10 は、行政に望むものについて訊ねた結果ですが(あてはまるものすべてに○)、保育所、幼稚園とも「虐待対応について相談できる専門機関の整備」が最も多く、次いで、「専門家の配置や派遣」「研修の充実」などが望まれていることがわかります。少なくとも今は、園内で虐待が発生している状況についての的確に理解し、必要な手立てを考えるために、今以上の資源投資が求められているといえるでしょう。

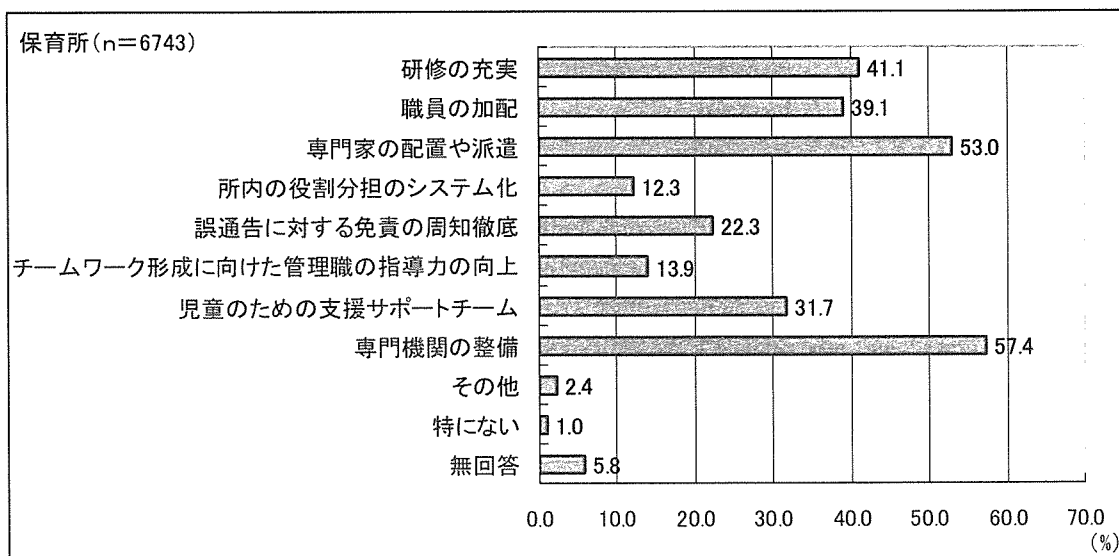


図 3-5-9 行政への要望（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

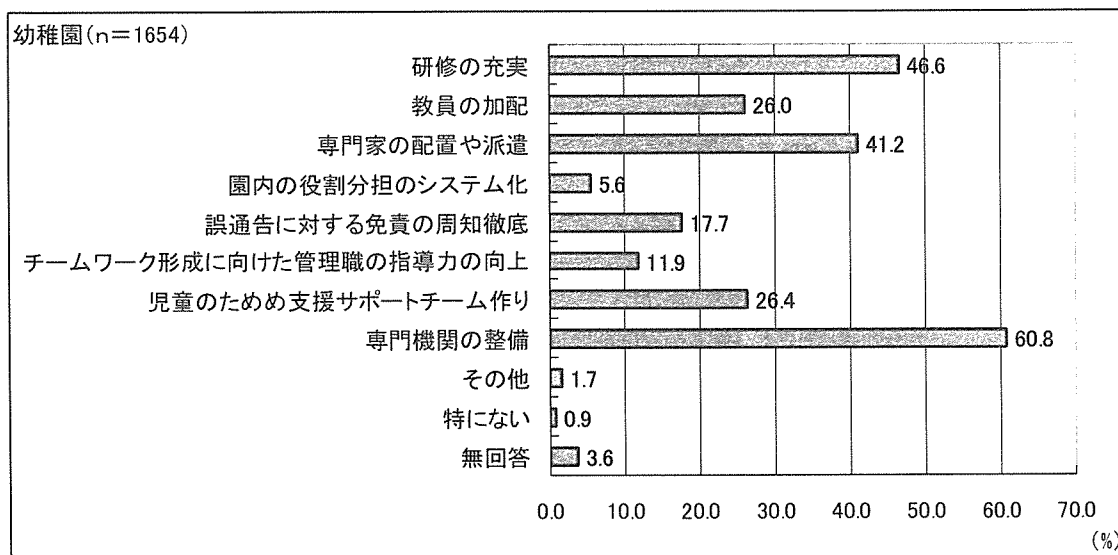


図 3-5-10 行政への要望（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

### (3) 関係機関との連携

#### ①なぜ連携なのか

何度も繰り返してお伝えすることになりますが、虐待への対応は、決して個人や単一機関で抱え込めるものではありません。

虐待をする人は、それが習慣化してしまっており、やめたくてもやめられないという状況に陥っています（嗜癖といいます。よく知られた嗜癖として、アルコール依存や薬物依存があげられます）。とくに、やめたくてもやめられないという状況がかなり深刻な影響をもたらしている場合には、必ずといっていいほど否認といわれる現象が伴います。

否認とは、平たくいえば、事実を隠そうとしたり（たとえば、子どもを叩いていることを隠そうとします）、事実がない振りをしようとしていたり（たとえば、子どもに痣ができたのは、転んだためだろうと考えます）、いずれにしても事実と自分が直面しなくてもよいような振る舞いをするということです。

そういう対人関係パターンを持っている人にかかわるのは、実際には、とても難しいことです。嘘をつきますし、「自分のやっていることがいかに正当であるか」ということを訴えてくることもあります。だからこそ、あなたから見て隠されている情報、見えていない情報、聞いている話と矛盾している情報はないかと気をつけていなければならないのです。

図3-5-11は、否認している虐待者にかかわっている人が情報共有すると、今まで見えなかった情報が見えてくるということを図式的に示したのですが、これと同じようなことが関係機関との会議の場では起こってくると考えてよいでしょう。

同じような効果は、虐待の発見だけでなく、効果的な対応を見出していく上でも役に立ちます。たとえば、ある事例では、地域の関係機関が集まったときに、前から話題になっていたあるお母さんについて、「昼間、民生委員さんと会って、いかに自分の子どもがわがままなのかを長々とイライラしながら話をしていた」、「夕方頃には小学校の先生のところに電話をかけてきて、子育てが大変なことを1時間ほど愚痴っていた」、「その夜、心配になった民生委員さんが家庭訪問したときには落ち着いていた」という情報が集まりました。こうした情報を時間の流れに沿って整理してみると、「このお母さんは話をする中で、自分のイライラする気持ちを落ち着かせていったのだろう」ということが見えてきますし、「自分から話をする力を持っている人だ」「話をとにかく聞いていくことがこのお母さんには大事なのだろう」という援助方針にもつながっていきます。

虐待は、このように、家庭や地域という舞台でも見られ、また対応されていることがありますので、基本的には地域の関係機関と連携することが欠かせないのです。

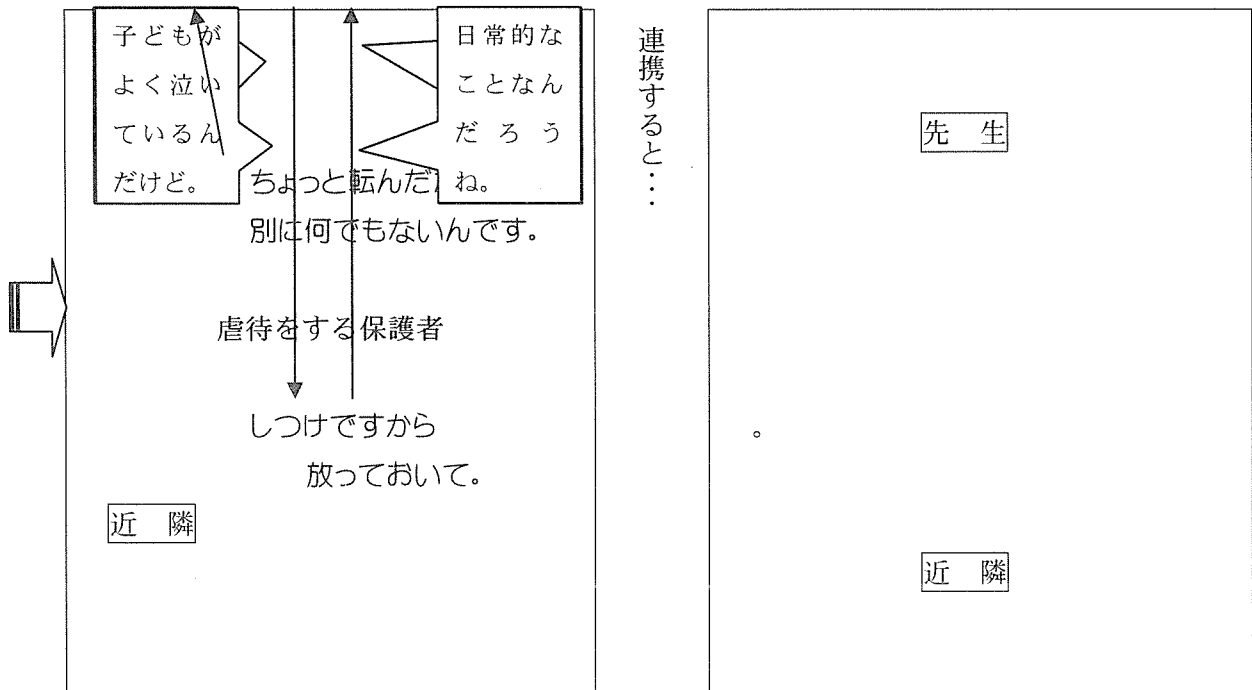


図 3-5-11 情報の共有に伴い見えてくるもの

## ② 通告先との連携

保育所がかなり早い段階で連携しようとする関係機関は、通告先となっている児童相談所や市村の児童福祉担当課でしょう。図 3-5-12、図 3-5-13 は、今回行った事例調査の結果の一部ですが、保育所では 7 割近い事例で、幼稚園では約 5 割の事例で通告がなされていることがわかります。そして、図 3-5-14、図 3-5-15 に示したとおり、通告をしたという回答のほぼすべてで、通告先との連携を行っています。さらに、その連携というのは、単に「連絡をした」ということではなく、継続的なかかわりを持つものであること（図 3-5-16、図 3-5-17）、そして連携したという回答の大半が「(連携は) うまくいった」と回答していることも、今回の事例調査からわかりました（図 3-5-18、図 3-5-19）。保育所や幼稚園にとって、児童相談所や市町村の児童福祉担当課は、虐待対応のパートナーとして大きな役割を果たすものとなっているわけです。



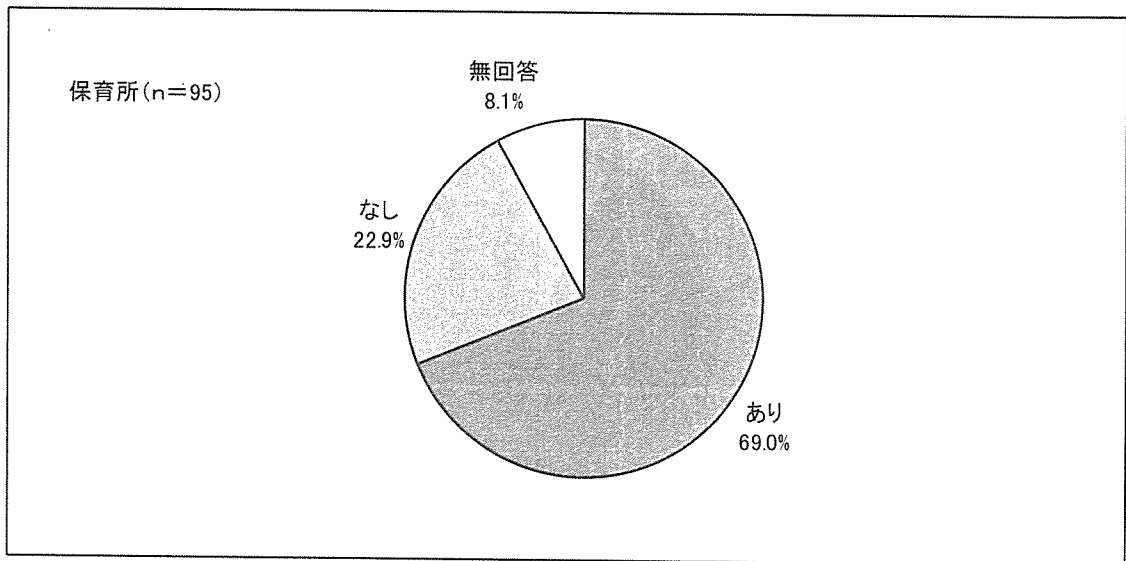


図 3-5-12 通告・連絡・相談の有無（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

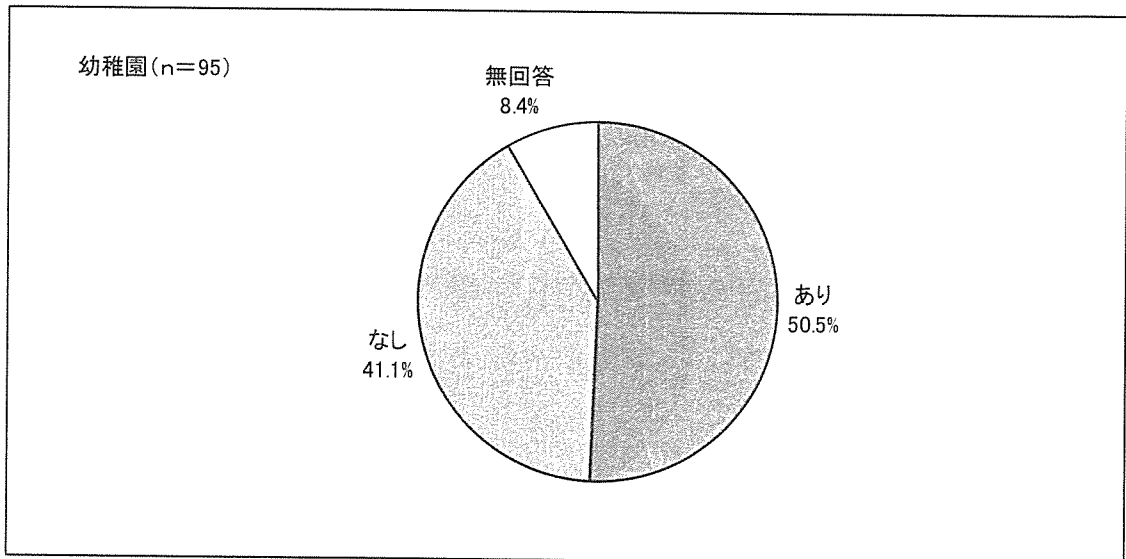


図 3-5-13 通告・連絡・相談の有無（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

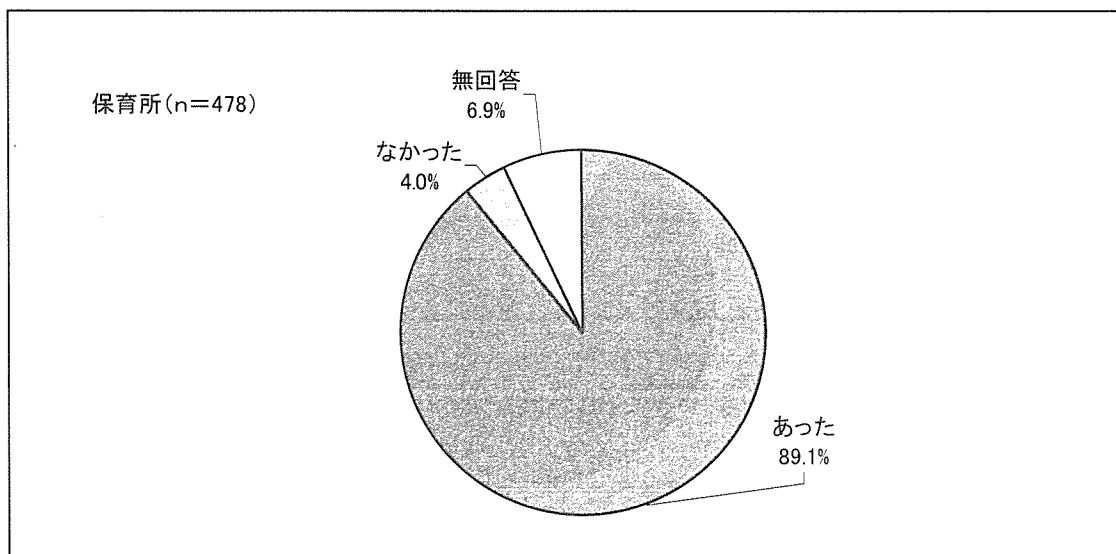


図 3-5-14 通告・連絡・相談先との連携（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

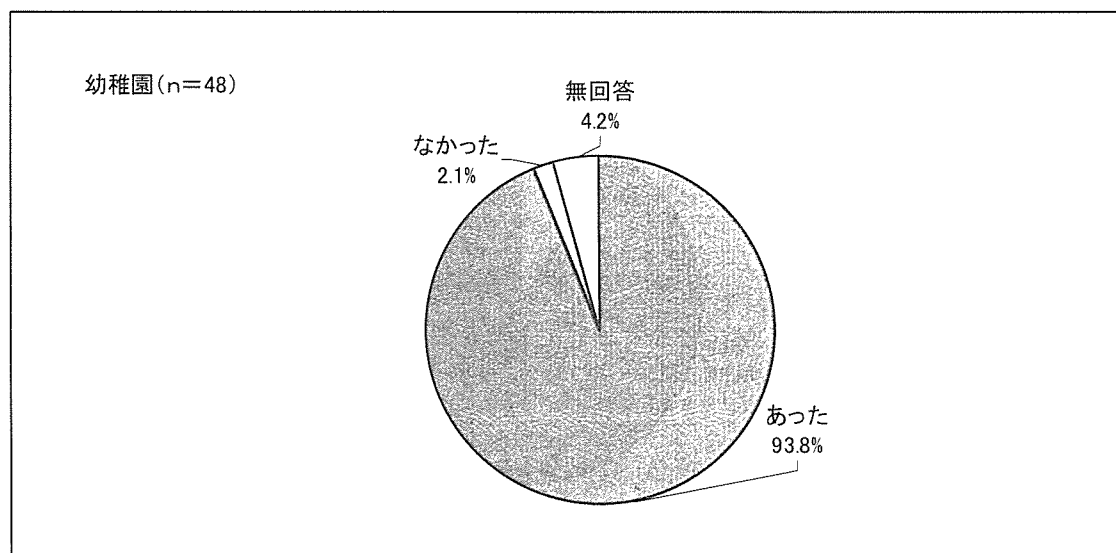


図 3-5-15 通告・連絡・相談先との連携（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

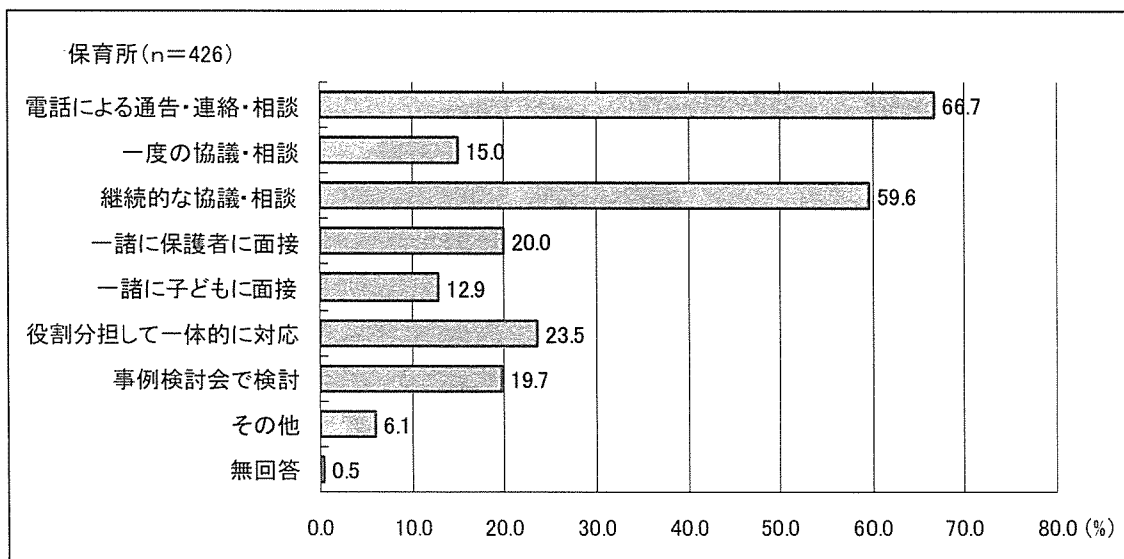


図 3-5-16 通告先との連携の内容（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

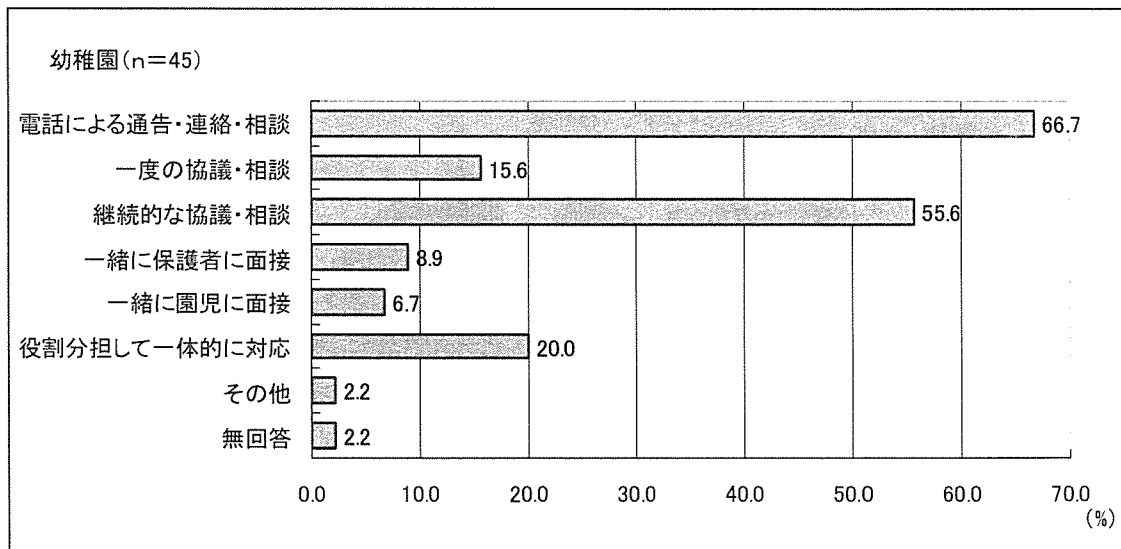


図 3-5-17 通告先との連携の内容（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

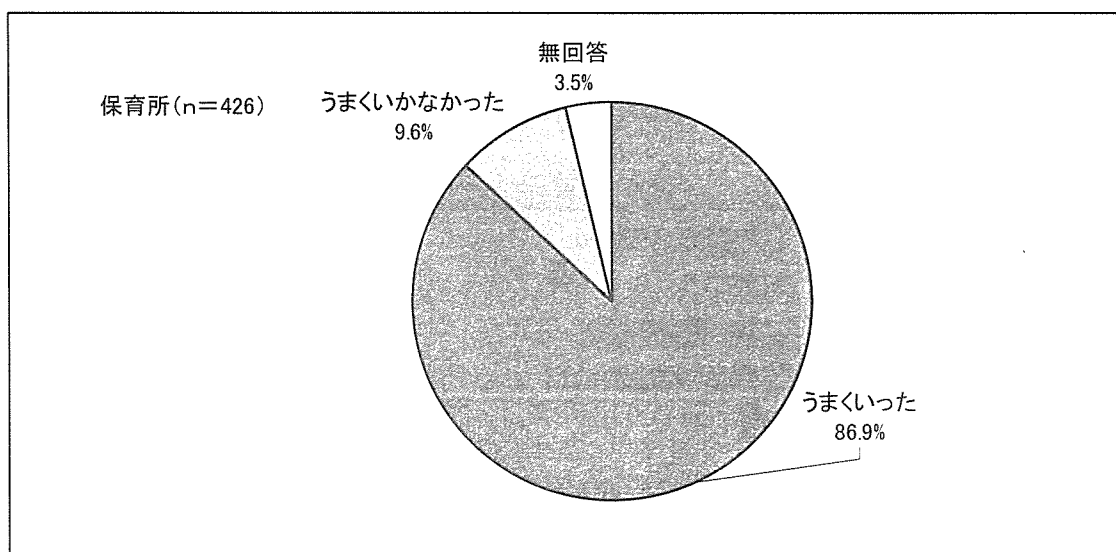


図 3-5-18 通告先との連携状況（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

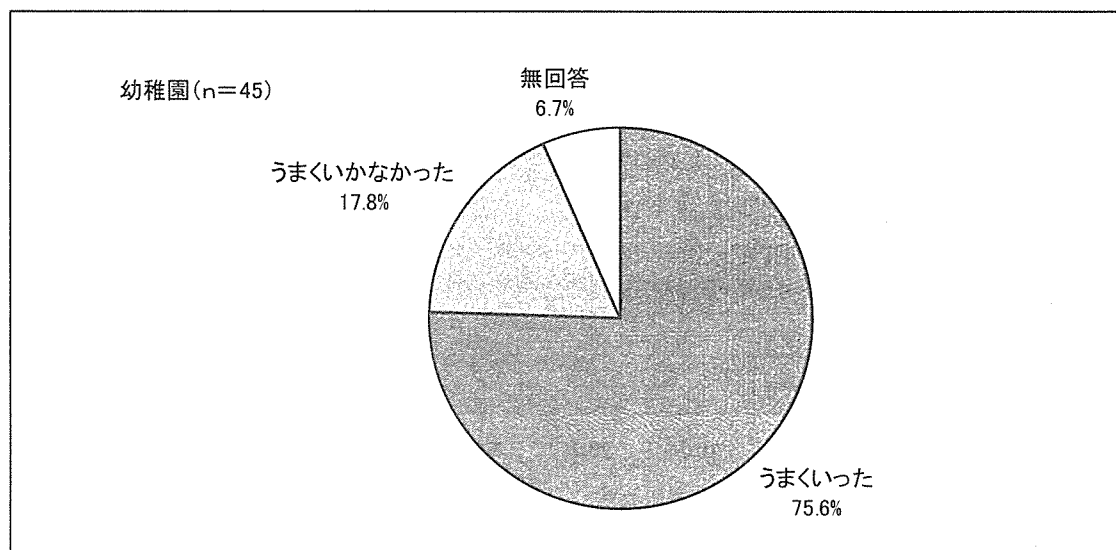


図 3-5-19 通告先との連携状況（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

### ③関係機関との連携

地域の機関との連携を確かなものにしようという趣旨で、児童福祉法には要保護児童対策地域協議会というものが法定化されています。この詳細については第 2 部の「虐待防止ネットワークとは？」を見てください。今のところ、この協議会については、法制化され

て時間があまり経っていないこともあり、設置率や活動状況について地域差が大きいようです。「児童虐待防止ネットワーク」という項目もあったのですが、この項目に対する回答は、10%にも満たなかったことがわかりました。また、意識調査においては、市町村虐待防止ネットワークがあるかどうか「わからない」という回答がかなりの割合を占めるという結果も出ています。

つまり、保育所や幼稚園は、虐待に対応する上で、連携はとっているものの、まだ組織的に地域の関係機関と連携を持つことはできていない状態にある、あるいは、そもそも組織的に連携を持つための仕組みがあるかどうかもわからない状態と思われる。

もちろん、これは保育所や幼稚園単独の問題というよりも、地域の取り組み状況全体の問題です。今後は、協議会の設置率上昇と運営の円滑化が進められ、より活用が図られるものと期待したいところです。

この地域とのつながりを維持するために機能しているのが、保育所や幼稚園の場合は、園長や主任になります。図 3-5-20、図 3-5-21 は、事例調査において、誰が通告先と主に調整したのかを示したのですが、保育所では9割以上が所長か副所長、主任保育士などの管理職的な立場の職員が、幼稚園でも9割近く園長、教頭、主任などの管理職が園内での情報を集約している傾向が見て取れます。虐待防止のために、連携そのものが必要であることは、かなりの割合で周知されていますので(図 3-5-22、図 3-5-23)、より適切な連携を組織的に持っていくために、保育所長や幼稚園長のコーディネート力が大きく問われることになりそうです。

なお、図 3-5-24 は、ここまで述べてきた保育所、幼稚園内での虐待対応手続きを示したものになります。

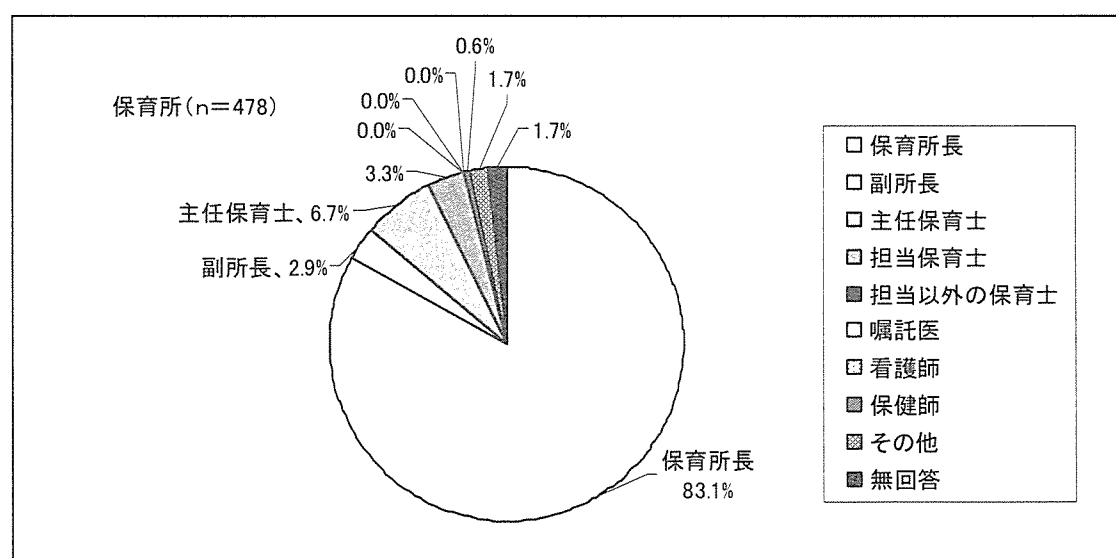


図 3-5-20 通告先と主に調整をした人 (保育所)

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」(主任研究者：才村純)『平成 18 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)報告書』、2007

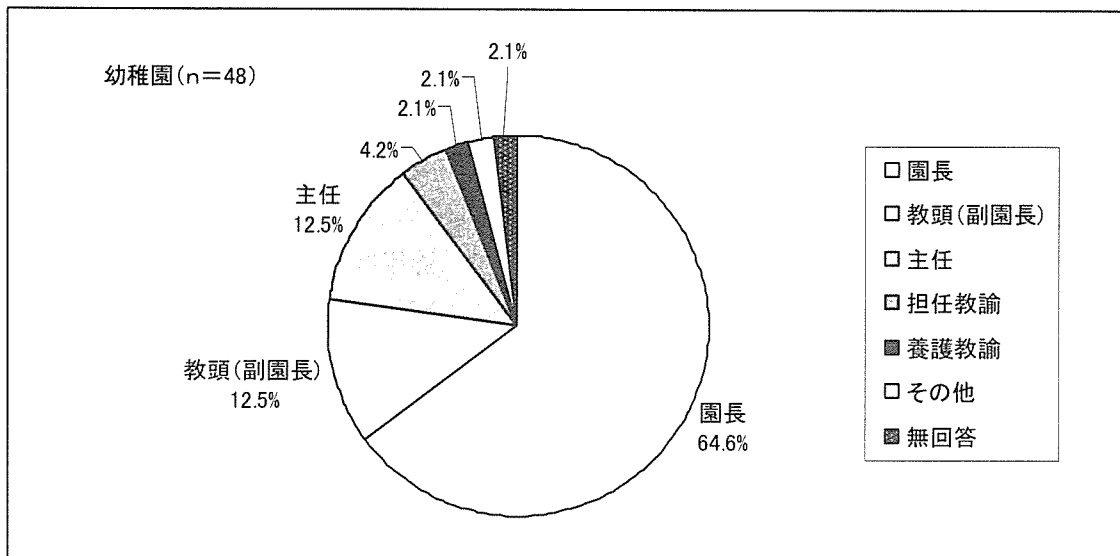


図 3-5-21 通告先と主に調整をした人（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

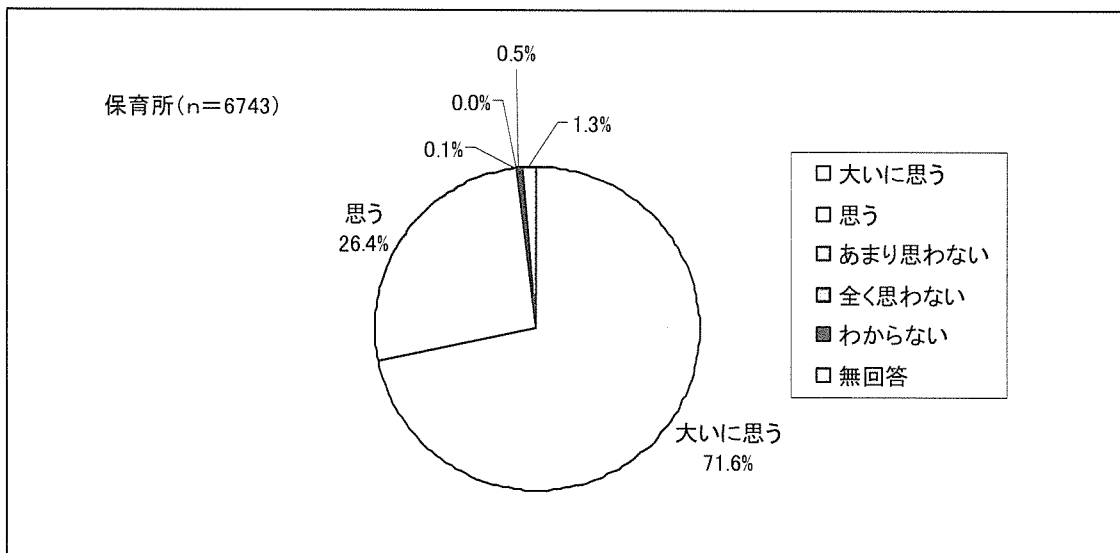


図 3-5-22 関係機関との連携の必要性（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

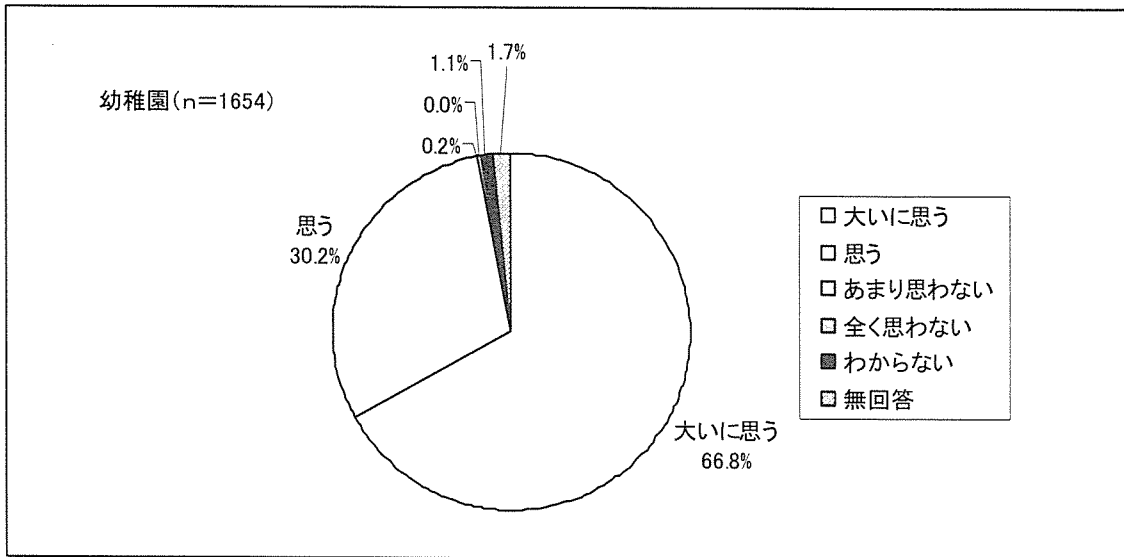


図 3-5-23 関係機関との連携の必要性（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

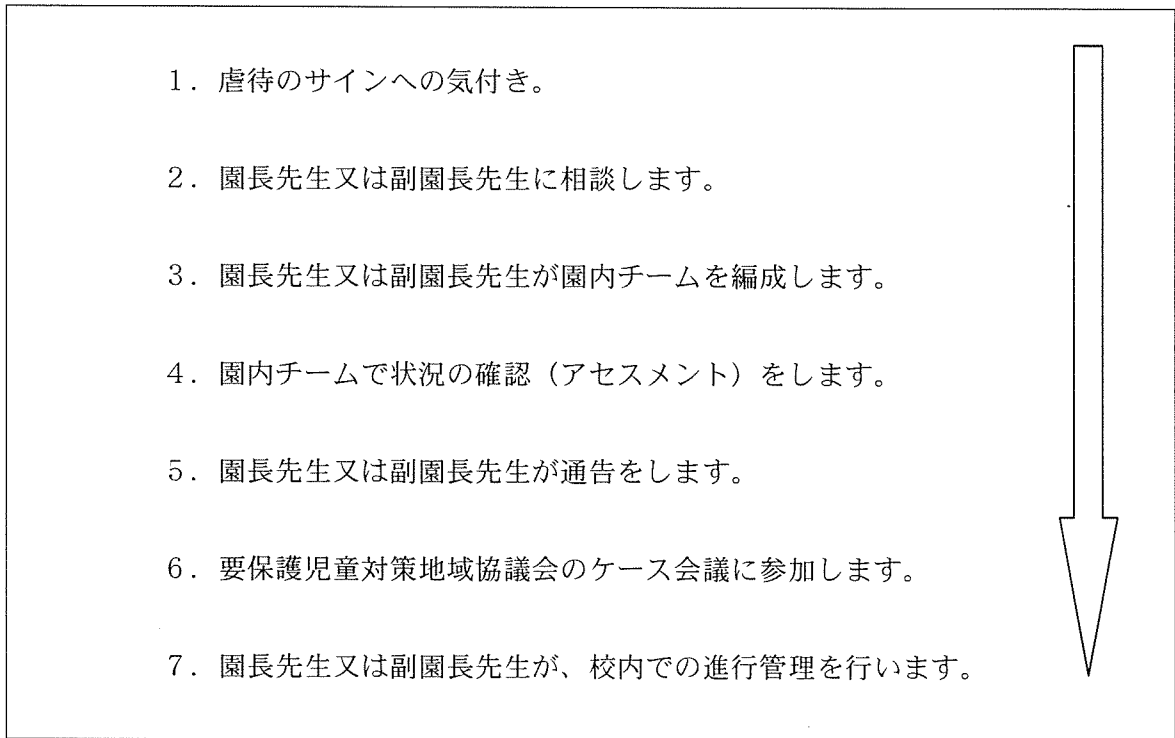


図 3-5-24 保育所・幼稚園における虐待対応フローチャート

#### (4) 研修

虐待というものは、保育所や幼稚園にとってはどちらかといえば未知のものであり、専門機関からの助言や職員の研修が強く求められている領域です。保育所や幼稚園においても、保育・教育内容や制度の研修機会に比べれば、虐待に関するものはやや少ないと言わざるをえません。特に差し迫った虐待事例を現在進行形で抱えていなければ、虐待について改めて研修を受けようと意識が働きにくいものです。しかし、虐待ケースについて最前線で活躍をしなければならないのは、やはり担当の保育者であり、実際に悩んだり判断に迷ったりすることが多いも事実です。

図 3-5-25、図 3-5-26 で示した今回の調査結果を見ると、虐待についての学習機会でも普及しているものは、多くの人の目に触れられるように作成されているパンフレットであることがわかります。ただし、その割合は保育所、幼稚園とも4割にも満たないものでした。何よりも、まだ「学んだことがない」という回答が保育所、幼稚園とも1割近くを占めている現状やそして研修会への参加が限られたものであるということがまずは問題にされなければならないでしょう。

図 3-5-27、図 3-5-28 は、学習機会のいくつかについて、職種ごとに集計を行った結果です。保育所では所長、副所長、主任保育士など、幼稚園では園長、教頭、主任などの管理職的立場にある教職員は、比較的研修機会が確保され、また情報も直接入りやすくなっているのだらうと思われます。しかし、保育所、幼稚園とも直接子どもに関わっている保育者は、組織的学習の機会に恵まれていないといえます。

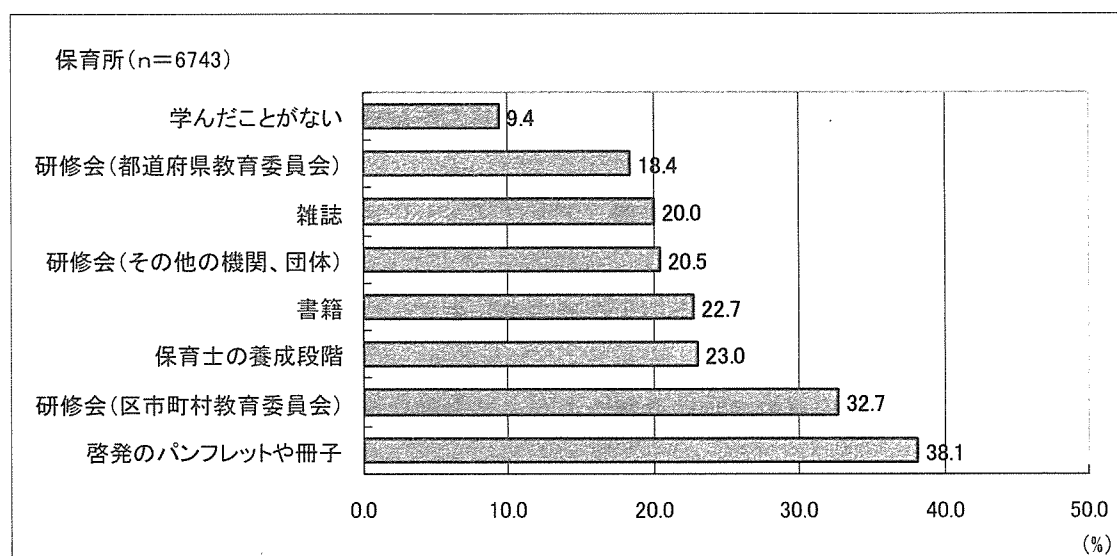


図 3-5-25 虐待について学ぶ機会（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007



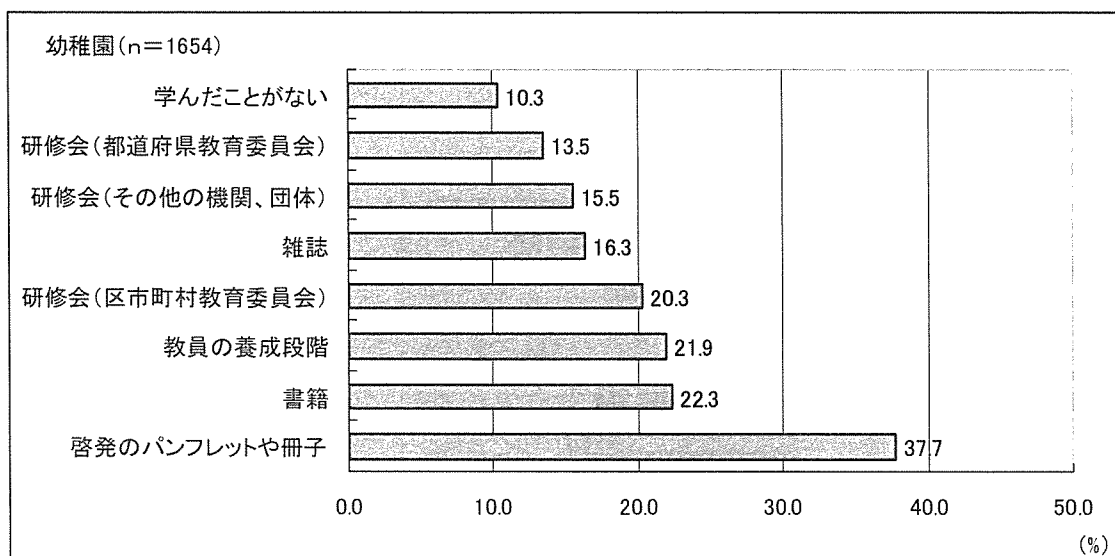


図 3-5-26 虐待について学ぶ機会（幼稚園；10%以上の割合を占めた項目のみ掲載）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

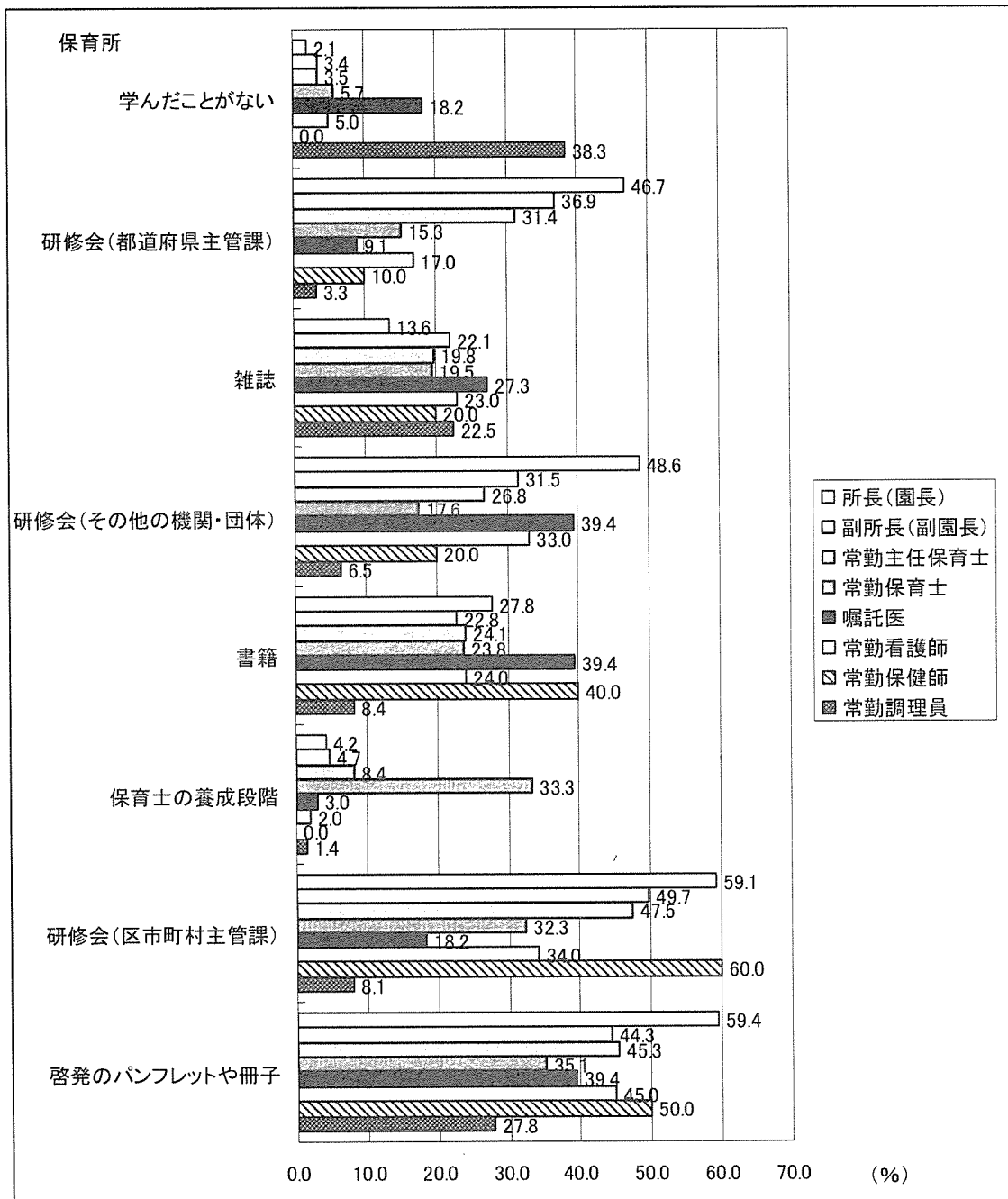


図 3-5-27 虐待について学ぶ機会（保育所；職種別）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

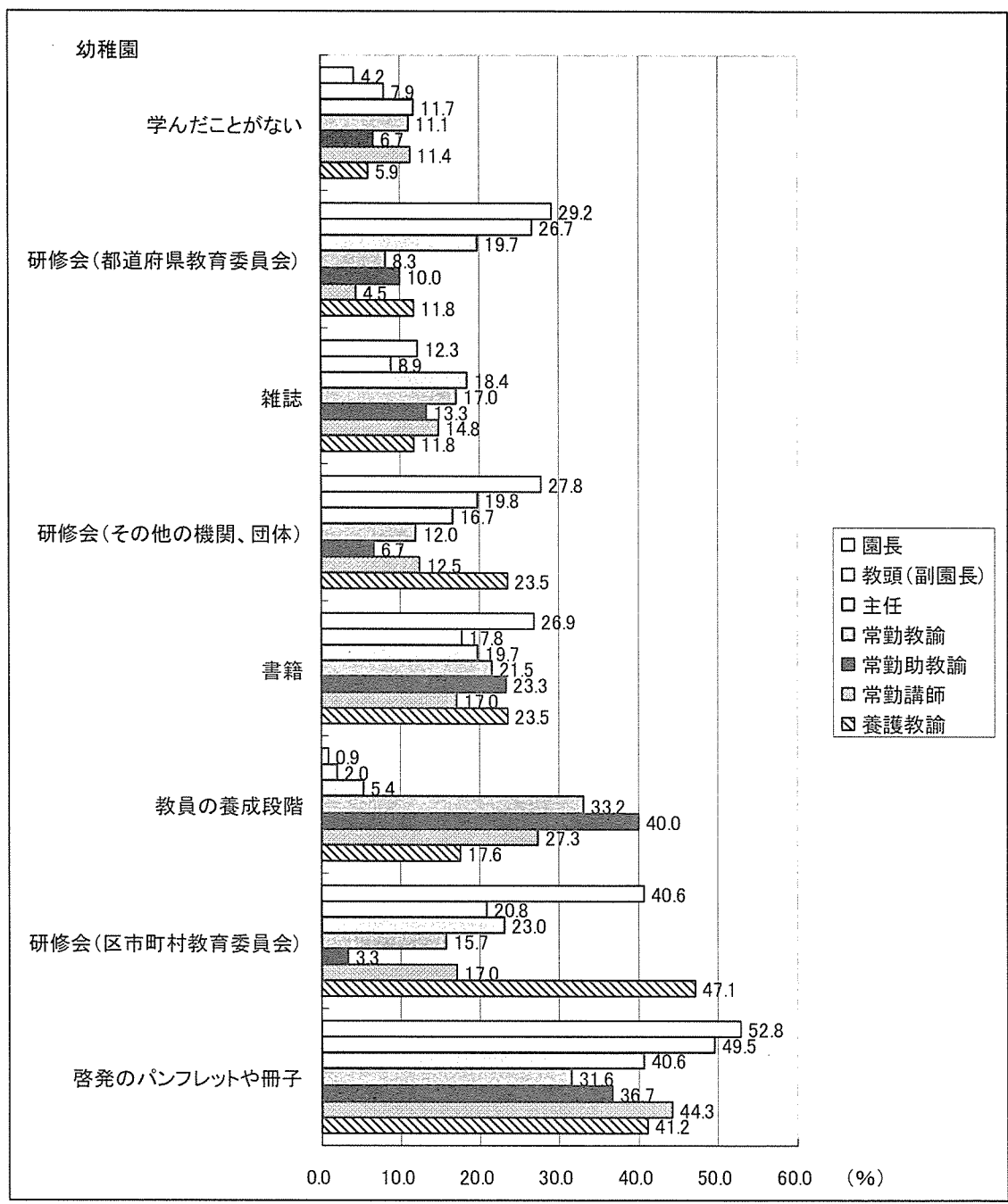


図 3-5-28 虐待について学ぶ機会（幼稚園；職種別）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

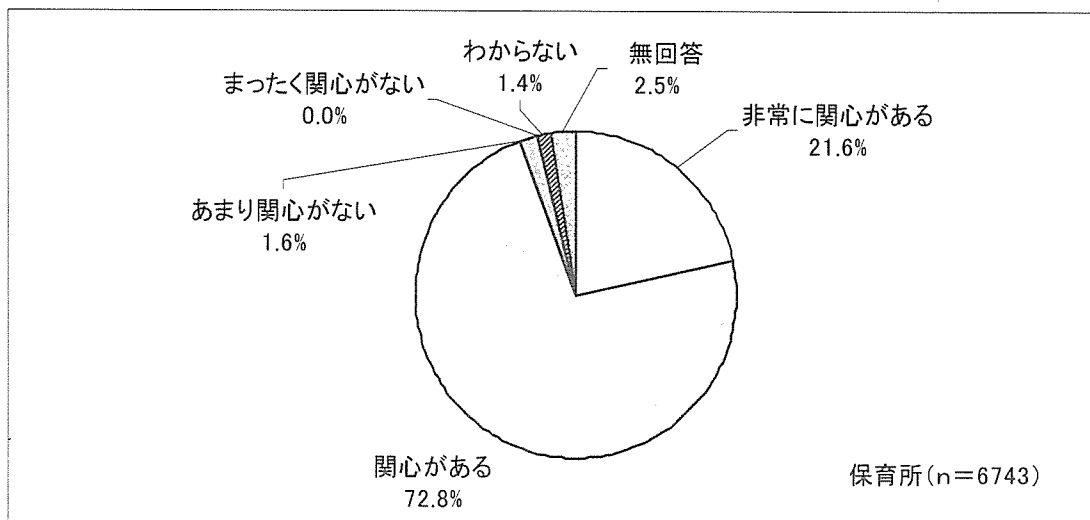


図 3-5-29 虐待問題への関心（保育所）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2007

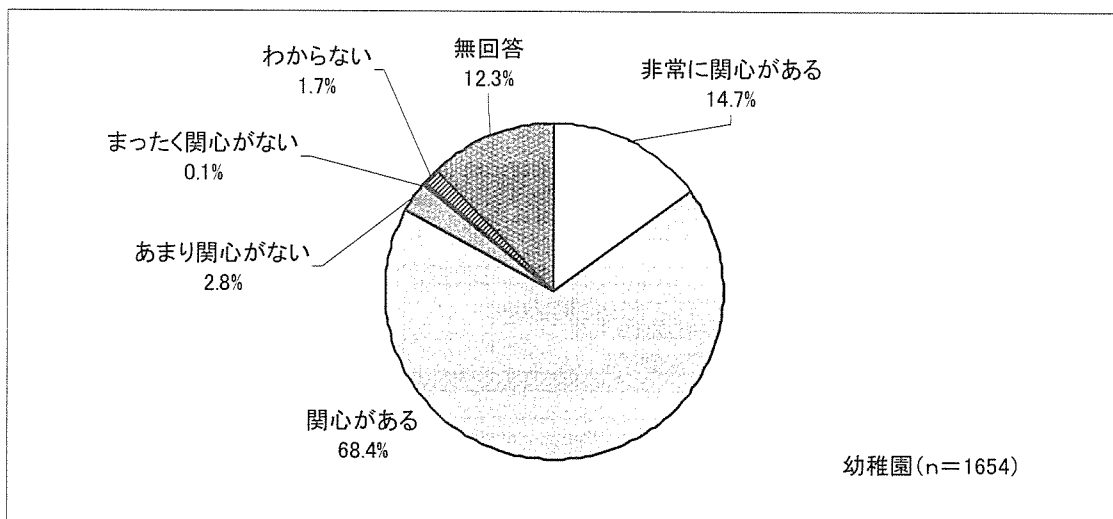


図 3-5-30 虐待問題への関心（幼稚園）

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

虐待問題への関心は、すでに保育所や幼稚園全体で高まっていると考えられますが（図 3-5-29、図 3-5-30）、ケースの進行管理を担う管理職の研修はもとより、一般の教員や職員に対しても、事例検討などを通して、基本的な考え方や対応方法を理解する必要があるといえるでしょう。